第一条の表第十七条の四及び第十七条の九の項、第十七条の五の項、第十七条の六第一項の項及び第十七条の十の項を削り、同表第十七条の十一並びに第十七条の十五第一号及び第四号の項中「一部改正法」を「船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律」に改め、同表第十七条の十一第一号の項、第十七条の十一第二号の項、第十七条の十一第三号の項、第十七条の十一第四号の項、第十七条の十五第二号の項及び第十七条の十五第三号の項を削る。

**第五条**　標準的な官職を定める政令（標準的な官職を定める政令の一部改正）

本則の表二十五の項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書若しくは漁船員条約締約国資格証明書」に改める。

**第六条**　国土交通省組織令（国土交通省組織令の一部改正）

第百四十三条第九号中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書」に改める。

**附　則**

この政令は、船員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　金子　恭之

---

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四百十八号**

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通大臣は、船員法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日前においても、同条第二項の規定の例により、交通政策審議会の議を経ることができる。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

---

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四百十九号**

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

---

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四百二十号**

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「いう。」の下に「次条及び附則第二十五条において同じ。」を加え、「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第二十五条において同じ。）」に改める。

附則第二十三条の次に次の二条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

**第二十四条**　第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）